

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]

氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 知立市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成 31 年 1 月 24 日付けで提起した処分庁による平成 30 年 12 月 28 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項に基づく保護申請却下決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- (1) 請求人は平成 22 年 10 月まで [REDACTED] で生活保護を受給していたが、親族からの仕送りの増加により保護廃止となっている。
- (2) 請求人は両親から月 13 万円の仕送りを受けていたが、平成 30 年 10 月 27 日を最後に、当該仕送りは中断している。
- (3) 請求人は生活困窮者自立相談支援事業の窓口である [REDACTED] 社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に相談を行った。
- (4) 平成 30 年 12 月 18 日、請求人は処分庁に生活保護の申請（以下「原申請」という。）を行った。
- (5) 処分庁職員は市社協職員から、仕送りが中断した理由について、[REDACTED] 在住の両親が [REDACTED] にアパートを確保し、請求人に帰ってくるよう説得しているが、請求人が応じないためであることを聴取した。
- (6) 処分庁は請求人に対し、親族の扶養を受けるよう指導した。
- (7) 同月 20 日、処分庁職員は請求人の母に電話し、以下の内容を聴取した。
- ① 請求人への援助が可能であること
 - ② 月 13 万円の仕送りを行うこと
 - ③ 住居は既に [REDACTED] にアパートを用意してあること
 - ④ 転居の費用についても負担する用意があること
 - ⑤ 請求人が同アパートへの転居を拒んでいるため上記の援助が実現しないこと

- (8) 同月 26 日、処分庁職員は請求人の父と電話し、上記 (7) ①から⑤の内容を確認した。
- (9) 同月 28 日、処分庁は請求人の父から扶養届書を受領した。同書では、精神的な支援及び金銭的な支援について、いずれも「可」、「既に行っている」とされていた。また、特記事項として、████にアパートを用意してあること、同県には病院がたくさんあること、████に帰ってくるよう（請求人に）言ってください、との趣旨が記述されていた。
- (10) 同日、処分庁は請求人の原申請に関するケース診断会議を行い、扶養義務者に引き取りの意思があり、扶養を受けることができる、として却下が妥当と判断した。
- (11) 同日、処分庁は「親族からの援助を受けられるため」として原処分を行った。
- (12) 平成 31 年 1 月 24 日、請求人は愛知県知事あて本件審査請求を提起した。

○ 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

原処分の取消を求める。

請求人の両親が████に確保したアパートは 1 階に店舗が入っているため請求人は 1 階で居住できず、車椅子で移動する必要がある請求人には不便で居住に適さない。両親が現実に扶養義務を履行する意思があるとは認めがたい。

原処分は、親族からの援助を受けられることをその理由としているが、現実に請求人は親族の経済的援助を受けていない。処分庁は請求人が原申請に至った経緯に鑑み、現実に経済的援助を行ったかどうかを確認すべきである。

2 処分庁の主張

本件審査請求の棄却を求める。

両親が████に戻ってくれば経済的な援助をすると申し出ており、扶養を受けることは容易にできた。請求人は扶養を受けるための努力を怠っており、法第 4 条に定める保護の要件を満たしていない。

○ 理由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第 4 条は第 1 項で「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」、第 2 項で「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定めている。

- (2) 法第77条は「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社援123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)は第5において、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させこと。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合によって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと」と規定している。

2 原処分について

原処分は、両親による扶養が受けられるという前提に立ち、当該扶養が行われれば保護の必要がないことから原申請を却下したものと認められる。扶養義務者の扶養が保護に優先することは法第4条第2項から明らかであるため、両親による扶養が受けられるとする判断の妥当性について以下、検討する。

前記事案の概要(1)及び(2)のとおり、請求人は親族からの仕送りの増によって前回の保護を廃止されており、当該仕送りが中断したことによって原申請を行っている。原申請の段階において、両親からの仕送りが中断している事実を処分庁は把握しているのであるから、その上で扶養が受けられると判断するには、①仕送りが再開される、又は②■への転居が実現する、のいずれかについて、少なくとも確実に見込まれる状態となることが必要と考えるべきである。

原処分についてこれを見るに、①及び②のいずれについても、処分庁がそうした事実を確認したことは認められず、処分庁が請求人について、両親による扶養が受けられると判断したことには理由がない。よって、原処分はその前提となる事実認定に瑕疵のあるものと認められる。

なお、処分庁は請求人の■への転居を「容易」とした上で、転居をしないことを扶養請求権の不行使と捉え、当該不行使が保護の要件を欠くとしているが、当該転居を「容易」と判断した根拠は特に見当たらない。

また、処分庁は次官通知第5の規定から「当事者間における話し合によって解決するよう指導したが請求人が従わなかったとして、原処分が請求人の責に帰すことを主張しているもののがあるが、そもそも次官通知第5の規定の趣旨は、民事裁判や法第77条など扶養義務履行の法的手段があることを念頭に置きつつ、こうした手段をなるべく避けて当事者間で円満な解決を得るよう福祉事務所の努力すべき方向

性を示したものであると言うべきであり、本件に関して言えば、例えば両親に対して転居を伴わない状態での経済的援助を打診する、あるいは請求人が転居しない理由を確認して扶養の実現に向けて調整・援助を行うなどの取組を求めていると解するべきである。よって、この点に関する処分庁の主張は採用することができない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

○ 令和元年7月5日

愛知県知事 大村秀章

